

○制限外積載等許可取扱要領の制定について

令和6年3月18日

道本交規第4462号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条及び第57条第3項に規定する許可（以下「制限外積載等許可」という。）の取扱いについては、これまで「制限外積載等許可取扱要領の制定について」（令4.5.25道本交規第775号。以下「旧通達」という。）に基づき運用していたところであるが、この度、制限外許可証の交付状況の確認に係る事項を追加し、新たに別添のとおり「制限外積載等許可取扱要領」を定め、令和6年4月1日から運用することとしたので、その適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

制限外積載等許可取扱要領

第1 目的

この要領は、制限外積載許可、設備外積載許可及び荷台乗車許可（以下「制限外積載等許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、その取扱いに斉一を図ることを目的とする。

第2 許可申請者

- 1 制限外積載等許可の申請者は、当該車両の運転者とする。
- 2 当該車両の運転者が複数の場合は、その全員を申請者とし、道路交通法施行規則（昭和35年内閣府令第60号。以下「規則」という。）第8条第2項に規定する申請書（以下「申請書」という。）の申請者欄に連記するよう求めるものとする。この場合において申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号を記載して添付させること。

第3 許可の申請

1 申請書の受理

ア 制限外積載等許可の申請については、規則第8条第1項に定めるところにより、申請書2通を当該車両の出発地を管轄する警察署長又は当該車両の出発地が道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）第28条に規定する高速自動車国道等であるときは、同条の規定により高速道路交通警察隊長、方面本部交通課長又は十勝機動警察隊長（以下「出発警察署長等」という。）に提出させなければならない。この場合において、申請を審査するために必要があると認めるときは、運転経路図その他許可の審査に必要な書類を求めるものとする。

イ 申請書には、北海道警察文書管理規程（平成27年警察本部訓令第6号）に定める文書收受印を押印し、当該申請書及び制限外積載等許可申請受理・交付事務処理簿（別記第1号様式。以下「事務処理簿」という。）にそれぞれ同一の一連番号を付するとともに必要事項を記載するものとする。

2 法による他の許可と競合する場合

同一車両につき制限外積載許可、設備外積載許可又は荷台乗車許可が競合し、許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載させることができる。

第4 許可の単位

- 1 許可は、1個の運転行為ごとに行うものとする。ここでいう1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合に車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。
- 2 定型的に同一運転者により反復・継続される運搬行為については、次の要件を全て満たすものに限り、上記1にかかわらず、包括して1個の運搬行為とみなして処理することができる。
 - (1) 車両が同一であること。
 - (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
 - (3) 運転経路が同一であること。

第5 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。（次図参照）

(1) 長さ

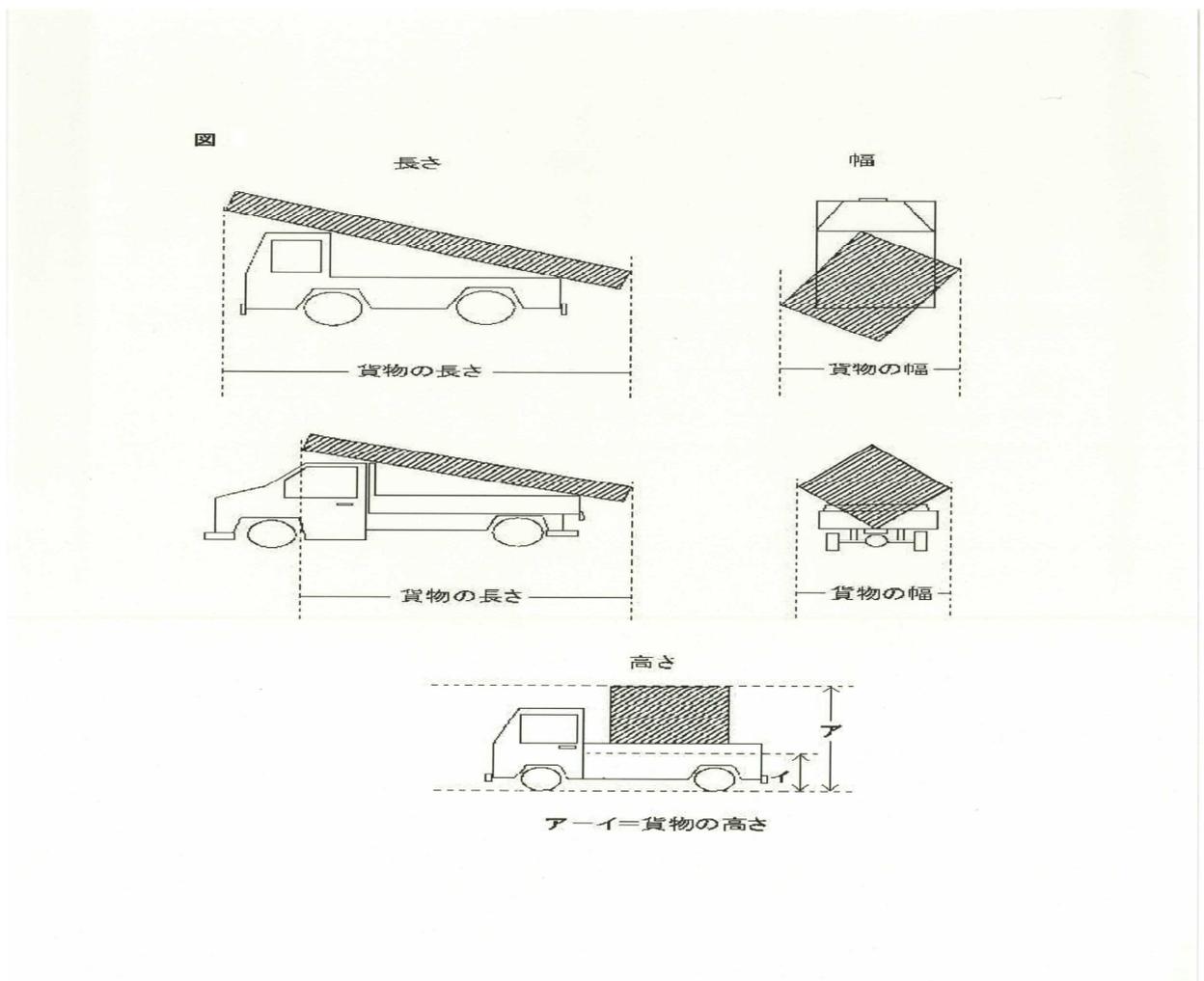
長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。

(2) 幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。

(3) 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。



第6 審査上の留意事項

申請により許可を求められた出発地警察署長等は、次に掲げる事項について審査するものとする。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記

載事項に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、補正がない場合は求められた許可を拒否するものとする。

(1) 許可の対象貨物等

ア 制限外積載許可

制限外積載許可の対象となる範囲は、令第22条に規定する積載重量等の制限又は細則第10条に規定する軽車両の積載重量等を超えることとなる貨物であつて、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

なお、貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断すべきであり、運転者、貨物の所有者等の主観的事情（経費節約、時間の短縮等）により左右されるべきではない。

イ 設備外積載許可

設備外積載許可の対象となる範囲は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、他に積載の方法がないと認められる場合に限るものとする。

- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙運動又は政治活動を行う場合
- (4) 祭礼行事等のため車両装飾を行う場合
- (7) その他公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合

ウ 荷台乗車許可

荷台乗車許可の対象となる範囲は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、他に輸送の方法がないと認められる場合に限るものとする。

- (7) 災害発生時に応急作業員を輸送する場合
- (4) その他公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合

(2) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

ア 制限外積載許可

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、次に掲げる場合又は積載物の重量が令第22条第2号及び第23条第2号に定める制限を超える場合には、第11及び第12の1に記述するとおり、関係機関等との調整を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全を期すこと。

- (7) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、a及びbに係る部分に限る。）

a 長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えた長さを超えた場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル（セミトレーラ連結車にあつては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあつては19.0メートル、ダブルス連結車にあつては21.0メートル）を超える場合。

b 幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超える場合。

c 高さ

4.3メートル（三輪の普通自動車及び規則第7条の14に規定する普通自動車にあっては3.0メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合。

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合。

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合。

(i) 小型特殊自動車

a 長さ

自動車の長さ^{けん}にその長さの10分の5の長さ^{けん}を加えた長さを超える場合。

b 幅

自動車の幅^{けん}に1.0メートルを加えた幅^{けん}を超える場合。

c 高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合。

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合。

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合。

(ii) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものについては、a及びbに係る部分を除く。）

a 長さ

乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引^{けん}する場合にあってはその牽引^{けん}されるリヤカーの積載装置。dにおいて同じ。）の長さの2倍の長さ^{けん}を超える場合。

b 幅

自動車の幅（規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引^{けん}する場合にあってはその牽引^{けん}されるリヤカーの積載装置の幅^{けん}に1.0メートルを加えた幅^{けん}）を超える場合。

c 高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合。

d 積載の方法

(a) 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さ^{けん}を超えてはみ出す場合。

(b) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅^{けん}が当該自動車の幅^{けん}を超える場合（規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引^{けん}する場合にあっては、その牽引^{けん}されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合）。

(i) 原動機付自転車

a 長さ

積載装置（リヤカーを牽引^{けん}する場合にあってはその牽引^{けん}されるリヤカーの積載装置。b及びdにおいて同じ。）の長さの2倍の長さ^{けん}を超える場合。

b 幅

原動機付自転車の幅（リヤカーを牽引する場合にあっては積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅）を超える場合。

c 高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合。

d 積載の方法

(a) 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合。

(b) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超える場合（リヤカーを牽引する場合にあっては積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合）。

イ 設備外積載許可

設備外積載許可の対象となる積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法は、次の事項を審査するものとする。

(7) 積載物が転落又は飛散するおそれがなく、車体から突き出さないような方法であること。

(i) 一時的な積載であること。

ウ 荷台乗車許可

荷台乗車許可の対象となる車両、人員及び乗車方法は、次の事項を審査するものとする。

(7) 車両は専ら貨物を運搬する構造の自動車であること。

(i) 乗車した者が荷台に安全に座れる範囲内で必要最小限度の人員であること。

(3) 運転日時及び運転経路

ア 運転日時

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

イ 運転経路

運転経路にその貨物等の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

(4) その他道路交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために必要と認める事項

ア 当該積載の方法及び積載による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

イ 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があるとは認められないこと。

第7 審査方法

許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

第8 許可の期間

許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、第4の2に該当する場合については、許可の期間を1年以内とするが、車両の構造や冬

期間において道路状況が大きく変化することを踏まえ、適切な許可期間を設定すること。

第9 許可の条件

- 1 出発地警察署長が許可に付すことができる条件は、令第24条第1項及び第2項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。
 - (1) 運転の時間帯の指定に関する事項
 - (2) 通行する道路の指定に関する事項
 - (3) 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項
 - (4) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項
 - (5) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項
- 2 条件を付して許可する場合は、申請者に対し、その理由を告知するとともに、許可証に不服申立て及び訴訟の提起に関する教示文を添付して申請者に交付するものとする。

第10 許可証の作成等

- 1 許可証の作成
 - (1) 許可証は、申請書の「制限外許可証」欄への記載及び出発警察署長等の公印の押印により作成する。
 - (2) 条件を別紙に記載した場合は、制限外許可証と別紙を出発警察署長等の公印で割印すること。
- 2 許可証の交付
 - (1) 許可証を交付したときは、事務処理簿に必要事項を記載するとともに、交付者が「交付者」欄に署名又は押印し、交付状況を明らかにすること。
 - (2) 当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあっては警部補）は、各月の月末までに、制限外許可証の交付状況を確認し、申請のあった月については、事務処理簿の各葉欄外に確認日を記載して押印すること。

第11 関係機関との調整

1 道路管理者との連携

出発地警察署長等は、制限外積載等許可の申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項又は道路法第47条の10第3項に規定する車両の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可等を行う道路管理者との連携を図るよう努めること。

2 協議等

長大積載物又は重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による協議を行い、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うよう努めること。

第12 主管課との調整

- 1 出発地警察署長等は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が第6の2に掲げる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、警察本部交通規制課（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部交通課。以下「主管課」という。）と協議すること。
- 2 2以上の警察署長等の管轄又は都府県（方面）に及ぶなど長距離にわたって通行する制

限外積載等車両の許可の取扱いに際しては、本部主管課との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めること。

第13 許可の代行

交番勤務員及び駐在所勤務員等が、北海道警察処務規程（昭和45年本部訓令第2号）第10条第1項第1号から第3号までの規定に基づき許可を代行するときは、次により行うこと。

1 許可証の配布

- (1) 規則第8条第2項に規定する許可証は、警察署において印刷した許可証にあらかじめ署長印を押印した上、代行を指定した交番及び駐在所等の勤務員に配布しておくこと。
- (2) 配布に当たっては、許可証に一連の許可証番号を付し、警察署に制限外積載等許可証配布簿（別記第2号様式）を備えて配布先等を記載し、配布状況を明らかにすること。
- (3) 許可証の配布を受けた交番及び駐在所等は、事務処理簿を備え付け、申請書を受理したときは、許可証番号に対応する欄に必要事項を記載すること。

2 許可証の交付

- (1) 代行者が許可証を交付するときは、「出発警察署長等の公印」の下部に代行者の署名、押印をするとともに、申請書の許可証欄に配布された許可証を貼り付け、申請書と割印すること。
- (2) 条件を別紙に記載した場合は、制限外許可証と別紙に代行者の押印により割印すること。

3 許可証の管理

- (1) 許可証の配布を受けた交番勤務員及び駐在所勤務員等は、施錠設備のある保管庫等に許可証を保管し、紛失防止に努めること。
- (2) 当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあつては警部補）は、4月及び10月に交番及び駐在所等に備え付けた事務処理簿と保管する許可証の突合確認を行うこと。
- (3) 許可証は、追加配布する場合を除き、年度ごとに配布するものとし、前年度の使用実績を踏まえて、必要最小限の枚数を配布すること。

なお、当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあつては警部補）は、3月末に、交番及び駐在所等の事務処理簿とともに未使用の許可証を回収し、交付状況を確認の上、未使用の許可証を確実に廃棄すること。

※ 別記様式は省略